

環境審議会評価

令和元年度の環境施策の実績及び進捗状況について、環境審議会
で審議や評価を行いました。

目標ごとの審議会評価

1 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換

エネルギー消費量については、平成23年度（2011年度）の原発事故の影響による電力需給のひっ迫に伴う節エネルギー意識の向上等により減少傾向にありましたが、最新の平成29年度（2017年度）においては、暑夏や寒冬となった気候の状況等により、家庭部門及び業務部門では減少せずに横ばいとなっています。一方、産業部門においてはエネルギー消費量が減少しておりますが、これはエネルギー消費量の大きい鉄鋼業等の製造品出荷額が減少したことによるものです。その結果、市域全体のエネルギー消費量も減少しています。温室効果ガスの排出量については、エネルギー消費量の減少に加え、電気の排出係数(※)も減少したことにより、減少しています。しかしながら、特に家庭・業務部門における取組の強化なしには目標達成が極めて困難なことから、限られたエネルギー資源の中での節エネルギーの推進や、LED照明等の省エネルギー機器の導入等、家庭でのライフスタイルや事業活動でのビジネススタイルの転換を強化する必要があります。

また、令和元年度（2019年度）は、市民・事業者への節エネルギー・省エネルギー機器及び再生可能エネルギーの導入についての啓発・誘導が実施されるとともに、市役所の率先行動として、これらの機器の導入が行われています。

今後、これらの取組を更に展開するとともに、市域における再生可能エネルギーの積極的な導入、省エネルギー機器等への更新・導入及び住宅の断熱化を進めるなど、低炭素社会への転換を目指し、取組を加速させる必要があります。とりわけ市域で最もエネルギー消費量の割合が大きい業務部門の削減を進めるためには、公共施設において、エネルギー消費量の大幅な削減に向け、率先して再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等の更新・導入を進めるとともに、その成果やノウハウを市内の事業所へ情報提供を行うことで、導入促進を図る必要があります。

更なる取組の強化に向けて、令和2年度（2020年度）に策定予定の「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」において、エネルギー消費量等の削減を推進する施策を立案し、市民・事業者と連携しながら、積極的に取り組んでいく必要があります。

(※) 電気の(CO₂)排出係数とは、電気の供給量(1kWh)当たりどれだけのCO₂を排出しているかを示す数値です。

電気の使用に伴うCO₂排出量は(電気の使用量)×(電気の排出係数)で算出します。排出係数が増加すると、CO₂排出量も増加します。火力発電の割合が高くなれば、一般的に電気の排出係数が増加します。

2 資源を大切に作る社会システムの形成

市民1人当たりのごみの排出量は、ごみ減量・再資源化を推進する様々な取組の成果に加えて、平成30年度（2018年度）の大阪府北部地震及び台風21号の影響による災害廃棄物が落着いたこともあり、令和元年度（2019年度）においては、減少しています。同様の理由により、リサイクル率は増加し、ごみの年間焼却処理量及び事業系ごみの年間排出量は減少しています。一方、家庭系ごみの年間排出量については、人口増加の影響もあり、令和元年度（2019年度）においては微増しています。また、市民の身近な環境活動の1つであるマイバッグの持参率については、マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定を締結したこともあり、令和元年度（2019年度）は、平成30年度（2018年度）に引き続き、目標値である60%を達成しています。持参率をさらに向上させるために、引き続き取組を強化していく必要があります。

一部改善傾向にあるものの、目標値未達成の指標については、取組の強化が必要であることから、平成29年（2017年）3月に改訂された「吹田市一般廃棄物処理基本計画 後期改訂版」に基づき、更なる市民・事業者の意識の向上及び環境に配慮した行動への誘導を図る必要があります。具体的には、食品ロスの削減、廃棄物減量等推進員制度の活用による雑がみ等の資源ごみの分別排出の徹底、再生資源集団回収の活性化、溶融スラグの資源化促進、多量排出を行う事業者への指導・啓発の充実、使い捨てプラスチックごみの削減等の取組を進めていく必要があります。

3 健康で快適なくらしを支える環境の保全

環境汚染防止対策については、監視体制の充実や市民、事業者への啓発活動の推進により、着実に施策や取組が進んでいます。令和元年度（2019年度）は、平成30年度（2018年度）に引き続き大気中の二酸化窒素濃度の環境目標値達成率100%（全測定局数4局）が維持されています。今後も、大気汚染や水質汚濁などの環境汚染に適切に対応するため、きめ細やかな規制や誘導、啓発を行う必要があります。

環境美化の推進については、環境美化の啓発や違法簡易広告物の撤去等の環境美化活動を市民、事業者と連携して実施しています。今後も公共空間の美化、住環境の向上に向けて、市民、事業者との連携・協働による取組を継続する必要があります。

近年、都市部で注目されているヒートアイランド現象の緩和・抑制に向けては、吹田市役所エコオフィスプランや環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の手続を活用して、公共事業、開発事業ともに対策の促進が図られています。今後も、特に夏場における省エネルギーを推進するとともに、建築物・道路・駐車場の蓄熱抑制化など、地域特性に応じた具体的な施策や取組を進める必要があります。

4 みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成

平成30年度（2018年度）に、「木々や草花などの緑が多いのでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合」が目標値を達成しています。また、平成27年度（2015年度）に、緑あふれる未来サポーター制度（公園）の登録団体数が目標値を達成しており、緑化路線延長累計についても、平成26年度（2014年度）に目標値を達成しています。一方、市民1人当たりに対する都市公園面積については、横ばいとなっています。令和元年度（2019年度）は、指標に関する調査が実施されていませんが、今後も、平成28年（2016年）8月に改訂された「吹田市第2次みどりの基本計画 改定版」に基づき、質及び量を共に重視した緑化を推進する必要があります。

5 快適な都市環境の創造

景観に配慮したまちづくりについては、景観パネル展の開催や景観アドバイザーの派遣、景観まちづくり活動補助金の交付などの取組が進められています。

市域の開発に対しては、すまいる条例や環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を運用し、環境に配慮した開発事業の誘導が図られています。

交通環境については、市民向けの公共交通マップを作成・配布し、自動車利用の抑制を図るなど啓発が進んでいます。コミュニティバス1便当たりの乗車人数については横ばいで推移しています。一方、移動経路のバリアフリー化率については増加傾向にあるものの、目標値達成が厳しい状況にあることから、取組を更に加速させる必要があります。

令和元年度（2019年度）は、指標に関する調査が実施されていませんが、今後も目標値達成のため、引き続き市民・事業者等への啓発や取組の支援を進めるとともに、環境に配慮した開発事業への誘導に取り組んでいく必要があります。

重点プロジェクト

①地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策に係る地域特性に応じた取組として、大学と連携し、持続可能な社会構築のためのワークショップを、第3次環境基本計画に関わるテーマで開催し、その成果を同計画に反映させるなどの取組が進んでいます。また、市民、事業者、行政の3者協働組織である「アジェンダ21すいた」において、地球温暖化に関するイベントを開催し、市民への啓発を図るなど市民・事業者との連携による取組も実施されています。併せて、市の率先行動としての節エネルギーの取組、公共施設における再生可能エネルギーの導入も進んでいます。その他、再生可能エネルギー比率の高い電力のグループ購入事業を市民向けに開始するなどの新たな取組も行われています。

今後も引き続き、市民・事業者と連携のもと、地域特性に応じた施策や取組による低炭素まちづくりを展開するとともに、公共施設におけるLED照明などの省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入を加速させる必要があります。

②ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド対策については、吹田市役所エコオフィスプランや環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を活用した高反射性塗装や屋上・壁面緑化等の対策の促進が図られています。また、みどりのカーテン講座など、市民が身近に実践できる取組についての啓発も進んでいます。

今後も引き続き、これらの取組を進めるとともに、建築物・道路・駐車場の蓄熱抑制化に努めるなど、長期的な視点に立った施策や取組の検討及び実施が求められています。

③環境パートナーシップ（連携・協働）の推進

環境パートナーシップの推進については、前述の「アジェンダ21すいた」との連携・協働による取組として、すいた食べきり運動の推進のほか、千里リサイクルプラザとの共催による環境学習発表会の開催など、連携した活動が取り組まれています。また、本市と能勢町との連携による「地域循環共生圏」の構築に向けた取組も進められ、両市町間の連携をより具体的なものにするため、「吹田市公共施設等への能勢町産等木材利用推進検討会議」を設置し、公共施設における能勢町産等木材の利用推進に向けた検討が開始されています。

今後もこれらの取組を積極的に実施するとともに、プラットフォーム組織の形成・拡充が図られるよう、支援や情報提供、情報共有を進める必要があります。

④学校での環境教育（エコスクール）の推進

エコスクールの推進については、エコスクール活動簿（環境の取組にかかるチェックシート）を活用した児童、生徒、教員の環境に対する意識の向上が図られています。また、みどりのカーテンやビオトープ、学童農園などの実践的な取組や太陽光パネルの導入などの施設面での整備も実施されています。

今後、教育部門や環境部門をはじめ、関係部門による連携を強化しつつ、更なる取組を実施する必要があります。

⑤地域における環境教育の推進

地域における環境教育の推進として、古布の活用、ごみの分別方法などの地区公民館講座や、環境問題について理解と認識を深めるための「すいた環境教育フェスタ」が開催されています。また、学校や地域で環境保全活動を実践する人材の育成に向け、幅広い世代を対象とした「すいた環境サポーター養成講座」を開催し、新たに9名が修了されています。更に、前述の「アジェンダ21すいた」において、マイクロプラスチックに関わる講演会等の新たな取組も行われています。

今後も引き続き、市民が参加しやすい実践的な講座を企画・開催するとともに、環境活動を実践するNPO団体等への支援及び人材の育成に取り組む必要があります。